

序章 『沙石集』 伝本研究の課題と展望

はじめに

『沙石集』諸本の研究史において、永らくその基盤となってきたのは、渡辺綱也による一連の研究である。岩波日本古典文学大系『沙石集』（底本梵舜本）の解説には、渡辺の『沙石集』諸本に関する考え方が集約されており、その後の研究は、渡辺の考察を踏襲する形で進められてきた。昭和四十一年の刊行時にあつて、渡辺は当時知りうる限りのあらゆる伝本を紹介し、研究の対象として扱うことを可能にした。現在の諸本研究も、この渡辺の研究に導かれる形で続いており、その後新出伝本の紹介が多少あったものの、『沙石集』伝本の研究そのものに大きな変化はないと思われる。しかし時代の変化により、伝本の調査態勢や複写等、格段に効率があがり、渡辺の時代には困難であつたことでも、簡単に出来ることが多くなった。その変化に応える形で、『沙石集』伝本を改めて考察するとき、浮上してきた新見の数々を、以下述べていくことにする。

渡辺の『沙石集』解説以後、初めてまとまった全集の一冊として上梓されたのが、小学館新編日本古典文学全集『沙石集』（底本米沢本）である。小島孝之の校注訳のもと、伝本についてもその分類等に新しさが見られた。『沙石集』伝本の研究状況は、この二氏の業績を概観することでほぼその任が果たせられると思われ、二氏の見解を踏まえつつ、以下私見を加えてまとめることにする。

第一節 『沙石集』伝本概観

『沙石集』の伝本は、渡辺により大きく広本系と略本系に分類された。これは収録説話数の多いものを広本、少ないものを略本、という考え方である。渡辺の分類を日本古典文学大系『沙石集』解説より引用すると次のようになる。

〔広本系〕

1 十二帖本

- ①俊海本（巻一・巻七・巻十上。巻一・巻七：志香須賀文庫蔵。巻十上：竹柏園旧蔵）
- ②米沢本（十卷十二冊。興讓館旧蔵。市立米沢図書館蔵）
- ③北野本（十卷十冊。巻三・巻四欠。北野克蔵）

④藤井本（四卷四冊。卷一・卷二・卷八・卷九。藤井隆蔵）

2 十帖本

⑤内閣第一類本（六卷六冊。卷六・卷七・卷八・卷十欠。内閣文庫蔵）

⑥梵舜本（十卷五冊。お茶の水図書館成實堂文庫蔵）

3 五帖本

⑦阿岸本（五卷二冊。卷一～卷五。阿岸本誓寺蔵）

〔略本系〕

1 十帖本

⑧長享本（九卷九冊。卷七欠。京都大学附属図書館蔵）

⑨東大本（十卷十冊。卷一・卷二・卷七の三卷は流布刊本による補写。東京大学国語研究室蔵）

⑩内閣第二類本（四卷四冊。卷六・卷七・卷八・卷十。内閣文庫蔵）

⑪神宮文庫本（十卷十冊。神宮文庫蔵）

⑫岩瀬文庫本（十卷十冊。岩瀬文庫蔵）

⑬国会図書館本（十卷十冊。国会図書館蔵）

2 五帖本

⑭吉川本（十卷五冊。内容は諸本の巻五まで。吉川泰雄旧蔵。中央大学蔵）

3 刊本

⑮慶長十二行本（古活字本。十卷五冊。東京大学国語研究室蔵）

⑯慶長十行本（古活字本。十卷十冊。お茶の水図書館蔵）

⑰無刊記十行本（古活字本。十卷五冊。京都大学附属図書館蔵）

⑱元和二年本（古活字本。十卷十冊）

⑲元和四年本（古活字本。十卷十冊）

⑳寛永以後整版本多数。

次に新編日本古典文学全集『沙石集』解説に納められた、小島孝之による伝本の分類方法を引用する。氏は渡辺によってなされた広本・略本という分類について、必ずしも説話数の多寡というのは適切な基準とはならない、という考え方から、成立に比重を置いた古本系・流布本系という分類基準を案出された。渡辺の伝本分類以降、新出伝本の紹介が少なからずなされたこともあり、現在はこの小島の方法に従うべきと考える。なお渡辺の分類にあった伝本がどの本に相当するかは、各伝本の下に①～⑩の記号を付して示した。

〔古本系〕

一、第一類十二帖本

- 1類、俊海本（鎌倉時代末期頃の書写か。巻一・七・十上の三卷三冊）①
- 2類、市立米沢図書館蔵興讓館旧蔵本（室町末から江戸初期頃の写。十二冊完存）②
北野克蔵元応三年奥書本（江戸初期写。巻三・四の二冊欠）③
藤井隆蔵本（大永～天文頃の写か。現存は巻一・二・八・九の四卷四冊）④

二、第二類十帖本

- 3類、お茶の水図書館蔵成實堂文庫旧蔵梵舜本（慶長二年写。十卷五冊―二卷毎に一冊に合綴―）⑤
- 4類、内閣文庫蔵第一類本（天文十一・十二年頃写。現存は六卷六冊―十卷のうち卷六・七・八・十の四冊は流布本系―）⑥
- 5類、お茶の水図書館蔵成實堂文庫旧蔵江戸初期写本（江戸初期写。十卷五冊。完存）**A**
本誓寺所蔵阿岸本（江戸中期以後写。五卷二冊。卷五末「有心歌事」の途中まで存す。残欠本か）⑦
真福寺本（室町末期頃の写か。巻四の一冊のみ現存）**B**

〔流布本系〕

三、第三類十帖本

- 6類、京都大学附属図書館蔵長享本（長享三年写。九卷九冊―卷七を欠く―）⑧
- 7類、東京大学国語研究室蔵本（天文九年～永禄六年写。七卷七冊―卷一・二・七は流布板本による補写）⑨
- 8類、神宮文庫蔵林崎文庫本（江戸初期写。十卷十冊）⑩

9類、岩瀬文庫蔵本（江戸末期写。十卷十冊）⑪

10類、内閣文庫蔵本（室町末期〜江戸初期頃写か。四卷四冊―卷六〜八・十のみ）⑫

11類、刊本（慶長十年古活字本ほか数種の古活字本。正保四年整版本ほか数種の整版本がある）⑬〜⑳

四、第四類五帖本。

12類、中央大学蔵吉川泰雄旧蔵本（室町中期以後の写。十卷五冊―ほかの諸本の卷五までに相当する）⑭

13類、仏法寺所蔵本（室町中期以前の写。一卷一冊―諸本の卷六上に相当―）**C**

渡辺の解説以後報告された新出伝本は、抄物等を含めばより多く見いだされるが、小島の分類は『沙石集』伝本研究に欠くことのできない、重要伝本をコンパクトにまとめた感がある。伝本すべてを本論文の俎上にのせるのは、あまりにも膨大な情報量であるがために、かえって問題の所在を曖昧にしてしまう恐れがあり、小島の一覧になる伝本の本文校合を進めれば、『沙石集』伝本の成立過程や前後関係は有る程度解明出来ると思うのである。なおその中でも、本論文において研究対象とするのは、主に古態を残すと考えられている古本系諸本を中心とし、古本系から流布本系に移行する過渡期の状態を残す伝本までを含むものとする。すなわち、俊海本、米沢本、梵舜本、成實堂本、内閣第一類本、長享本であるが、内閣第一類本については、小島は古本系の一本としているが、本稿では流布本系の初発段階の一本として位置づけている。

最後に渡辺の伝本一覧以来発見された伝本の中で、本論文において検討の対象としたものについてまとめておきたい。（小島の伝本一覧において**A**〜**C**を付したものである。）

まず、**A**のお茶の水図書館蔵成實堂文庫旧蔵江戸初期写本は、早くに川瀬一馬¹により所在報告はなされていたものの、永らく研究対象とされなかったものであるが、稿者がその性格を粗々紹介した²。古本系の十帖本であり、特に卷八が今まで梵舜本のみであった多数の説話を収録しており、重要な伝本と言える。

次に**B**の真福寺本は、安田孝子³により昭和五十年に紹介された伝本である。愛知県大須文庫に所蔵される本であり、大須文庫本とも称される。卷四のみの零本であるが、阿岸本に共通する本文をもっており貴重である。先頃安田より卷四以外の部分が発見されたと

の報告⁴があり、より詳細な研究が期待される。

そしてCの仏法寺所蔵本であるが、櫛田良洪⁵によって昭和五十年に紹介された。長野県仏法紹隆寺所蔵のもので、諸本の巻六上の内容を有している。後に清水宥聖⁶、織田顕信⁷により詳細な検討がなされた。本論文では吉川本との関わりで触れることとなる。

第二節 伝本研究の問題点

渡辺綱也によって、収録説話数の多寡により、伝本は広本系と略本系に大別された。より古態を残していると思われる広本系から、略本系へと、削除訂正されていったものが、最終的には刊本のような本文形態に整えられたと考えられたのである。無住は弘安二（一二七九）年、五十九歳の時に『沙石集』を起稿し、二、三年の休筆期間を経て、弘安六（一二八三）年に脱稿した。その後も度々削除や裏書を繰り返し、永仁三（一二九五）年と、徳治三（一二三〇八）年には大改訂を施したようである。『沙石集』執筆後も、『聖財集』、『雑談集』、『妻鏡』（無住作か否かの真偽は不明）と、執筆活動には意欲旺盛であり、これらの書の執筆に連動する形で、以前の著作である『沙石集』にも添削や加筆がなされたのであろう。無住のこうした自著の改訂癖のようなものと、後人による改訂をも肯定する姿勢から、無住自身の改訂、後人の増補などがからみあつた体裁の諸本が数多く残されているのである。どこまでが無住自身の改訂かと線引きする作業は困難を極め、これが『沙石集』伝本研究を迷走させる一つの大きな理由であらう。

渡辺は大まかに広本・略本という分類をした上で、本の形態により十二帖本・十帖本・五帖本という分類をした。十二帖本は巻五と巻十の二巻が上下二冊に分冊され、十巻十二冊となっているもので、最も古態を保つとされた。十帖本は十巻十冊の形態をもつもの、五帖本は諸本の巻五までの内容をもつものである。このうち五帖本については、無住が休筆以前に書きおいた『沙石集』が巻五までである、との推測を裏付ける本として、特別な意味を付与された。現存の阿岸本（⑦）、吉川本（⑭）がそれにあたるが、この五帖本の存在については検討の余地があり、後に詳しく考察する。ただ無住が休筆以前に執筆したのが巻五までである、と推測された過程において、五帖本の書誌的な形態のみが根拠とされたわけではない。内容的にも巻五までが整然としていて、周到に準備された感触を受け

るのに対して、巻六以下がそれに比して雑然とし、諸本間の異同が目立つ、という理由がある。よって五帖本が巻五休筆の論拠としての役割を果たさないとしても、未だ巻五休筆説は大方に支持されているといえる。今後の研究の発展が待たれるが、決定的な新出伝本の出現でもない限りは、当面結論は保留せざるを得ないであろう。

次に渡辺が主張した大きな点は、梵舜本草稿本説である。梵舜本は巻十下を欠本とする十帖本であるが、巻六と巻八において、他本には見られない多数の説話を収録しており、それが内容的に雑多な諸話であることから、『沙石集』の草稿本的な面影を伝える本として位置づけられたのである。渡辺は、『沙石集』は雑多で卑俗な話が徐々に削除され、公の炯眼にも耐えうる硬質な本文へと改訂されていった、と考えており、梵舜本特有の諸話が、公にするにはためらいのある内輪的な内容であると判断したのでであろう。確かに梵舜本特有の話は、庶民や説教師の滑稽話等であり、無住の説く仏教的な教義と密接に関わるものではないかもしれない。しかしだからといって、これらを即削除した、と断ずるには、梵舜本の巻六・巻八以外の各巻の性格を他本との比較において明らかにしたうえで、結論とすべきである。たとえ梵舜本の諸話が無住の仏教的な主張と直接結びつかないものだとしても、いったん『沙石集』に収録した以上は、そこに何かしらの意図が働いたことを認めざるを得ない。梵舜本の性格については明らかにせねばならない点が多々あるが、現在までの『沙石集』先行研究は、ほぼすべてが梵舜本を草稿本的な本と位置づけて論を進めている。中には論考の中途において、梵舜本が草稿本적であつては困る事象にぶつかつても、強引に無理な解釈をして草稿本説に収斂させていく論も少なからずある。それだけ『沙石集』研究者にとって、この梵舜本草稿本説は強力な枷となつて現在まで受け継がれてきたと言えるのである。『沙石集』の何を論じるにもその基本となる重要な問題であり、後に詳しく検討したい。

第三節 伝本研究の展望

従来の『沙石集』伝本研究を通観した時、まずは広本・略本という分類を見直し、古本・流布本という枠組みをとるべきことが肝要である。その上で、古本系に含まれる伝本の性格を明らかにすることである。『沙石集』の本文が無住による改訂を経て、古本系から

流布本系の本文へと変更されたことは大方首肯できるところであろう。しかし流布本系に含まれる伝本が最終的に刊本のような本文で落ち着くのであれば、そこまでの過程にはどのような操作がなされたのか、流布本系諸伝本の前後関係を解明することも必要となってくるわけである。

従来『沙石集』は改訂の度に本文が硬質なものに変更されていったと言われるが、現存する諸伝本が改訂という一つの流れの中で、古↓新という一直線上に位置づけられるかということも疑問である。そもそも無住にとっての『沙石集』は決定版と呼ぶべきものが存在したのだろうか。というのは、近年、奈良県の西大寺に所蔵される『沙石集』の一部と『妻鏡』が紹介された⁴⁸。その『沙石集』には無住から法隆寺の僧である恵蔵という人物にあてられた和歌が数首書き付けられていた。それは古本系にはなく、流布本系のなかでも最終段階の改訂を経た伝本にのみ、裏書として確認できる和歌と同一であったわけだが、無住はこれらの和歌を恵蔵への裏書として書き添えたようなのである。そうすると、『沙石集』の最終的な改訂を経た本文であることの証拠として用いられてきたこれらの和歌が、一個人の為に裏書として送られたという事実しか含まないことになる。換言すれば、これらの和歌が存在するからと言って、その本が無住の目指した最終段階の『沙石集』であるとは言えなくなってしまうということである。無住にとっては、『沙石集』本文とはあまり関係のないところで、特定の人物あてに添えられた和歌であり、恵蔵という人物にあてた『沙石集』だからこそ、それらの和歌を必要としたと言えるのである。このことから、『沙石集』の諸伝本の様々な異同は、無住にとっての色々なパターンの『沙石集』の様相を伝えたものとも考えられ、無住は『沙石集』を場や相手によって自由に変えた可能性も出てくるわけである。『沙石集』が従来言われてきたように、説経用の種本的説話集であるとするならば、尚更TPOの問題は考慮すべきであろう。諸伝本の異同が一つの流れに収斂していかなくても、各の伝本が方向性の異なる特質を持っていても、そのように考えれば納得がいくこともある。ただし『沙石集』の諸伝本の特徴を見極め、大まかに前後関係や成立の流れを考えることはもちろん必要である。場や相手によって『沙石集』が変化していたとしても、根幹にある無住の主張には一貫性が有るはずだと思ふからである。文学を研究していると、その対象作品が過去の産物であり、既存の研究対象であることにかまけて、ついその作品が過去において現実に生きて機能していたという事実を忘れてしまうように思う。文学的な諸本研究の手法を用いつつも、まずは無住にとって『沙石集』がどのような存在であり、彼を取り巻く環境の中で『沙石集』がいかに機能していたかを考

えねばならない。それぞれの本が持つ特性を無理に一本化して解釈せずに、各本の特質はそれとして認めたらうえで、『沙石集』伝本の改訂の様相と傾向を、ゆるやかに把握することが必要であろう。こうあらねばならない、という固定概念を捨てて、より柔軟な考え方で伝本の性格を考えていくべきだと思う。

また、伝本研究について言えば、伝本の特質や前後関係が解明されると、そこで役目を果たしたかのように研究を中止してしまいうことも多い。伝本研究はその作品を真に理解するための基礎研究である。現在でもあらゆる『沙石集』を手にとることができるが、無住が執筆した後、様々な人物により『沙石集』は読まれ、その著作に引用されてきた。それは無住の仏教的な考え方に共感を覚えての場合もあれば、単に『沙石集』に収録された説話の数々に興味をもつての場合もある。たとえば連歌師の心敬は、『ささめごと』下巻において『沙石集』を多々引用しているし、西鶴の諸作品、安楽庵策伝の『醒睡笑』にも『沙石集』から引用した諸話が見受けられる。ここで気になるのは、それらの人々が手にした『沙石集』は、現存するどの系統の『沙石集』であったかということである。普通に考えれば、ほとんど流布本系であると思われるが、未だ証明はされていない。現在までの長い間、その時々によつて人々に流布していた『沙石集』はどのようなものだったのか。時代や引用者の職種等によつて、読まれた『沙石集』の系統は特定できるのだろうか。現在まで『沙石集』が息づいている証拠としても是非解明したい問題である。反対にそこから、無住の目指した『沙石集』の姿、そして人々の心を動かした『沙石集』の価値が見えてくると思うのである。本稿ではおよそ触れることができない大きな問題であるが、伝本研究の先にある大きな課題として、胸に留めておきたいと思う。

*1 『お茶の水図書館蔵新修成實堂文庫善本書目』（平成四年）

*2 「成實堂文庫蔵『沙石集』の紹介」（国文学研究 131 平成十二年六月）

*3 「大須真福寺本『沙石集』について」（相山女学園大学研究論集 昭和五十年三月）→『説話文学の研究』（和泉書院 平成九年）

*4 「〈書評〉小林直樹著『中世説話集とその基盤』」（説話文学研究 40 平成十七年七月）

*5 「虫余漫筆（十）―沙石集・群疑論の注釈書の古写書の発見―」（大正大学学報 昭和五十年十二月）

*6 「仏法寺本『沙石集』について」（大正大学大学院研究論集 昭和五十三年二月）

*7 『沙石集』流伝余考―新出満性寺抄本をめぐって― (同朋仏教 昭和五十四年七月)

*8 加賀元子 「無住と法隆寺僧恵巖―『沙石集』徳治三年裏書事情―」 (国語と国文学 平成十二年七月)

第一部 古本系諸本の成立—十二帖本—

俊海本概観

はじめに

『沙石集』古本系伝本の中で、最も古態を残しているのは、十二帖本の俊海本、米沢本、北野本¹、藤井本²である。このうち北野本は江戸初期写の平仮名本であるが、米沢本とほぼ同文である。また藤井本も、大永から天文頃の写本であるが、内容的には米沢本とほぼ一致する。しかし俊海本においては、題目にはじまり内容の細部に至るまで、米沢本と明らかに異同がある。ここでは俊海本の性格について明らかにしたいと思う。

第一節 俊海本の伝来

俊海本は、巻一・巻七が志香須賀文庫蔵、巻十上が竹柏園旧蔵本の山岸徳平による転写本である。志香須賀文庫は愛知県豊橋市にある、久曾神昇の私設文庫である。そのため昭和四十八年に、久曾神により、この三巻は古典研究会叢書の一冊として影印が刊行された。志香須賀文庫蔵の巻一・巻七については、その後平成七年に売却されており、現在の所在は知ることができないので、この影印により論を進めていくこととする。巻十上については、山岸本の元となった竹柏園旧蔵本が、昭和三十四年に学習院大学文学部日本語日本文学科の所蔵となり、最近の翻刻³もあるが、本稿は、古典研究会叢書に収められた三巻をテキストとして使用する。

まず俊海については、書写者ではなく、この本を所持していた人物である。巻七表紙に「俊海」の文字が見て取れるが、本文の文字とは別筆である。俊海は、櫛田良洪の『真言密教成立過程の研究』⁴によると、鎌倉の扇谷山多宝寺の長老であった人物らしい。多宝寺は真言律宗の寺であり、弘長二（一二六二）年、開基の北条業時が、開山に忍性を迎える形で草創したと推定されている⁵。文永八（一二七一）年七月、忍性が日蓮と祈雨の勝負をした際、忍性が多宝寺、浄光明寺から数百人の僧を助法の為に呼んだ（『日蓮上人註画讃』巻三）、という逸話もあり、これによるとかなり多くの僧を有する大寺であったらしい。無住が修学した寿福寺にも非常に近く、無住自身にとっても交流のあった寺ではな

いかと推察され、現時点で最も古い本文構成を持つ写本の所持者が、ここ多宝寺の長老であつたことは興味深いのであるが、俊海について、元亨三（一二三三）年の『国宝称名寺伽藍図』の式次第に、

羯磨師 極楽寺長老忍公大徳

答 法 多宝寺長老俊海律師

とある。忍公大徳とは、俊海に多宝寺長老職を譲つた善願房順忍であり、文保元（一二三七）年頃に極楽寺長老となつて多宝寺を去つた。それを受けての俊海の多宝寺長老就任であつたという。俊海自身の生没年は不明であるが、『極楽寺要文録』の中に、次のような文書が存在するようである。

極楽寺諸末寺、勅願寺、並寺領安堵綸旨、被_レ成下_一候之間、諸寺可_レ触申_一之由候、仍安文_二通進_レ之候、任下被_レ仰下_一之旨上、被_レ致_二御祈祷_一、可_レ被_レ修_二朝敵並合戦之輩滅罪之善根_一候也、恐々謹言

（朱）「扇谷山多宝寺住持也」

元弘三年八月十九日

沙門俊海（判）

謹上 称名寺長老

これから察するに、元弘三（一二三三）年時点では、俊海は存命であつたことが確認できる。俊海は『沙石集』を所持していた人物であるから、俊海本の書写年代も鎌倉期として問題はないと考える。

第二節 俊海本の構成

次に俊海本と米沢本、刊本（慶長古活字本）の題目を比較する。題目は目次題目ではなく、本文の頭に付された標題による。

俊海本	米沢本	慶長古活字本
<p>卷一</p> <p>一 大神宮御事</p> <p>二 解脱房上人蒙八幡宮御示現事</p> <p>三 三井寺長吏公願僧正祈出離於 神明事</p> <p>四 三輪常觀上人取奇死人事</p> <p>五 熱田明神御示現事</p> <p>六 明慧解脱両上人蒙春日御感応 事</p> <p>七 春日明神和光利益事 (前条に含む)</p> <p>八 或修学者於同社壇感靈夢發道 心事</p> <p>九 (或聖於巖島社祈請供生類因縁 事)</p> <p>一〇 或僧解夢覺全一息妄念事</p> <p>一一 或浄土門行人輕神明蒙其殃事</p>	<p>卷一</p> <p>一 大神宮ノ御事</p> <p>二 解脱房ノ上人ノ参宮ノ事</p> <p>三 出離ヲ神明ニ祈タル事</p> <p>四 神明ハ慈悲ヲ貴ビ玉テ物ヲ 忌ミ給ハヌ事 (前条に含む)</p> <p>五 慈悲ト智トアル人ヲ神明モ 貴ビ給事</p> <p>六 和光ノ利益ノ事</p> <p>七 神明ハ道心ヲ貴ビ給事 (前条に含む)</p> <p>八 生類ヲ神ニ供ズル不審之事</p> <p>九 和光ノ方便ニテ妄念ヲ止メ タル事</p> <p>一〇 浄土宗ノ人神明ヲ輕ムベカ ラザル事</p>	<p>卷一 上下</p> <p>一 大神宮御事</p> <p>二 笠置解脱房上人大神宮参詣事</p> <p>三 出離神明祈事</p> <p>四 神明慈悲貴給事 (前条に含む)</p> <p>五 神明慈悲智恵有人貴給事</p> <p>六 和光利益甚深事</p> <p>七 神明道心貴給事 (前条に含む)</p> <p>八 生類神明供不審事</p> <p>九 依和光之方便止妄念事</p> <p>一〇 浄土門人輕神明蒙罰事</p>
<p>卷七</p> <p>一 駿州原中宿女人返与金於本主 事 (前条に含む)</p> <p>二 宋朝或下賤夫婦共廉直事</p> <p>三 武州或俗士有芳心事 付、葛西岩岐前司事</p>	<p>卷七</p> <p>一 正直之女人事</p> <p>二 正直之俗士事</p> <p>三 正直ニシテ宝ヲ得タル事</p> <p>四 芳心アル人ノ事 (前条に含む)</p>	<p>卷六 下</p> <p>一 正直之女人之事</p> <p>二 正直之俗士事</p> <p>三 正直之人宝得事</p> <p>四 芳心有人事 (前条に含む)</p>

四 尾州山田次郎重忠愛八重躰闕 事 付、奈良八重桜事	(前条を含む) (前条を含む)	(前条を含む) (前条を含む)
五 亡父夢告子息返借物事	五 亡父夢ニ子告テ借物返タル 事	五 亡父夢子告借物返事
六 幼稚子息討父敵事	(幼少ノ子息父ノ敵ヲ打タル 事)	
七 或俗為母有忠孝事	七 母ノ為ニ忠孝アル人ノ事	七 母之為忠孝有人事
八 或童為育母盜仏物事	八 盲目ノ母ヲ養ヘル童事	八 盲目之母養事
九 或僧為母捕魚事	(前条を含む)	(前条を含む)
一〇 為母買身事	九 身ヲ買テ母ヲ養タル事	九 身売母養事
一一 祈請亡母生所事 付、不可食生類事	一〇 祈請シテ母ノ生所ヲ知事 (前条を含む)	一〇 祈請母之生所知事 (前条を含む)
一二 或青侍依妻徳俗恩潤事	一一 君ニ忠有テサカヘタル事	一一 君忠有栄事
一三 今出河大相国祇候人有義栄事	一二 共ニ義有テ富タル事	
一四 為師範有禮事 付、可貴弘法人事	一三 師ニ礼有事 (前条を含む)	一三 師礼有事 (前条を含む)
卷十 上	卷十 本	卷九 上下
一 浄土房遁世事	一 浄土房遁世事	一 浄土房之遁世事
二 吉野執行遁世事	二 吉野執行遁世事	二 吉野之執行遁世事
三 宗春房上人遁世事	三 宗春坊遁世事	
四 南都或名僧怖望請用事	(前条を含む)	
五 丹後国或俗士隱居事	四 俗士遁世シタリシ事	三 俗士之遁世門事
六 觀勝寺上人事	五 觀勝寺上人事	
七 南都或悪僧発心事	六 強盜法師道心有事	四 強盜法師之道心有事
八 逢悪縁発心事	七 悪ヲ縁トシテ発心シタル事	五 值悪縁発心事
九 松尾上人事	八 証月房遁世ノ事	六 証月房上人之遁世事
一〇 丹後国或上人迎講事	九 迎講事	七 迎講事
一一 或宰相依妄執不遂往生素懷事	一〇 依ニ妄執ニ落ニ魔道ニ人ノ事	八 依妄執魔道落人事
(卷十下か)	卷十 末	九 靈之託仏法物語事

まず一見するに、俊海本は米沢本・刊本に比べて題目が詳細である。「誰が何をした」という話の筋が、標題から大体想像できる。米沢本・刊本の標題は話の主体を示さず、とすれば抽象的とも言える。しかしその話から何を説こうとするのか、その総括的なテーマとも言える大まかな題目に、改められているととれるだろう。たとえば巻一では「三井寺長吏公願僧正祈出離於神明事」が「出離ヲ神明ニ祈タル事」に、「三輪常觀上人取奇死人事」が「神明ハ慈悲ヲ貴ビ玉テ物ヲ忌ミ給ハヌ事」などといった具合にである。巻七でも、「駿州原中宿女人返与金於本主事」が「正直ノ女人事」のように改められ、俊海本の「武州或俗士有芳心事」「付、葛西壱岐前司事」「尾州山田次郎重忠愛八重躑躅事」「付、奈良八重桜事」が、米沢本では「芳心アル人ノ事」に一括されて収録されていることに、その傾向が特に顕著に表れている。表の上下を見比べていくと、この他にも多々、俊海本から米沢本へとテーマごとに括られて題目を付される過程を指摘することができる。用字や語句の問題から俊海本は最も古態を留めた写本であるとされてきたが、題目の立て方からも、それは確認し得るのである。

おわりに

古態を残しているとされる十二帖本系統の中でも、俊海本は他本にない特色を示しており、同じ系統の中でも、本文に新旧があつたことがわかる。無住の『沙石集』改訂の初期段階において、それらの差異が生じたとも考えられるが、俊海本の本文の特色を、次節でより詳しく検討したい。

*1 北野克蔵本。元応本とも。流麗な平仮名本であり、巻三・巻四欠巻。影印が北野克編著『元應本沙石集』（汲古書院 昭和五十五年）にある。

*2 藤井隆蔵本。巻一・巻二・巻八・巻九の四巻。古典研究会叢書第二期『沙石集二』（汲古書院 昭和四十八年）に影印がある。

*3 青木祐子「学習院大学日本語日本文学科蔵 俊海本『沙石集』巻第十上 翻刻」（学習院大学国語国文学会誌 45 平成十四年三月）

*4 櫛田良洪『真言密教成立過程の研究』（山喜房仏書林 昭和三十九年）第二編第六章第四節「忘れられた東密の寺院」多宝寺項参照。

*5 多宝寺については、大橋俊雄「鎌倉多宝寺と忍性に就て」(史迹と美術 20 昭和二十六年二月)、大
三輪龍彦「廃多宝律寺について」(鎌倉 17 昭和四十三年三月)、貫達人「多宝寺について」(日本歴史
326 昭和五十年七月)を参照した。

俊海本からの改変

はじめに

俊海本の本文は、同じ十二帖本系統の米沢本と比較しても、独特な部分がある。全般的には、米沢本よりも素朴な言葉で説明している場合があり、時には米沢本よりも饒舌である。すべての事例を検証することは出来ないので、諸本の成立に関わると思われる重大な差異に的を絞り、俊海本の性格と特質を明らかにしたい。

第一節 極楽往生について

一、巻一第十条「或浄土門行人軽神明蒙其殃事」

俊海本と米沢本を比較したとき、語句や文レベルの異同は大変多く見受けられる。その一々の意味を考えていると、とかく大局を見逃すことにもなり得るため、ここでは巻一第十条「或浄土門行人軽神明蒙其殃事」を取り上げる。本話の内容を要約すると、浄土宗を信ずる地頭が、所領の中の神田を多く没収したうえ、社僧や神官たちの訴えも無視し、「呪詛するぞ」と言われても、「浄土門の者は阿弥陀仏の攝取を受けるのであり、神などどうして恐れよう」といった態度をとった。まもなく地頭は病気になったが、母の「謝罪せよ」という忠告にも、正気を失ったまま首をねじ曲げて、「何ほどの神か」と吐き捨てる有様だった。結局そのねじれた首は治らず、年来の善知識が念仏を勧めたところ、「ござかしい」と言って枕でもって打ちかかり、頭を打ちそこなって息絶えた。この地頭の死後、忠告した功もむなしく母も死に、子息の代でも、神罰を封じ込もうとした陰陽師が杯を持ったまま手が後ろにまわって、すくみ死ぬという有様だった。

この地頭が病付いた時、巫女に憑いた白山権現が言った言葉が、本話のテーマといえる。すなわち、「私は本地は十一面観音である。(浄土門の者であるなら)本師阿弥陀如来の本願を頼みにし、真心をもって念仏をも申すなら、どんなにかわいく思えて尊いことだろう。これほど汚く濁って、道理にはずれた心では、どうして本願にふさわしいと言えるだ

ろうか」というものである。何も神を信じないから罰を下すわけではない。神でも仏でも真心をもって信じざるならば、必ず助ける。つまり信仰の対象は神でも仏でも構わない。要はその人の心の有りようである、ということである。

本話の後、無住はこの考え方の正しさを証明すべく、あらゆる文証や説話を引き入れて論を展開していく。諸本の異同を述べる前に、米沢本を底本とする新編日本古典文学全集の小見出しをもって流れを次に示す。

- ① 諸行往生を許さぬ流派
- ② 諸行往生は疑いないこと
- ③ 阿弥陀の我建超世願
- ④ 例話 乳母の讃め損ない
- ⑤ 専修念仏にも流派まちまちのこと
- ⑥ 例話 地蔵の頭で蓼をする
- ⑦ 例話 法花経読誦を罪とした念仏者
- ⑧ 摂取不捨の曼荼羅
- ⑨ 四句分別による判
- ⑩ 邪正は人によること

このうち④⑥⑦は例話と示したように、論ではない。この①～⑩では、主に浄土宗の一部の流派が、「念仏以外の行では往生できない」と喧伝したことに対する批判となっている。無住自身の思想を打ち出した内容と言えるが、実は本話には下敷きともいえる参考資料がある。それは『興福寺奏状』（以下『奏状』）¹である。

『奏状』は、元久二（一二〇五）年に、専修念仏の宗義の糺改を求めて、南都から朝廷に奏上された。起草者は解脱房貞慶である。法然が専修念仏を説いた『撰択本願念仏集』（以下『撰択集』）を公にしたのが建久九（一一九八）年であるが、それに対する直接的な反駁ではあるまい。『奏状』が出された時点においては、法然の『撰択集』は未だ自由に披見できるものではなく、『奏状』の起草者の貞慶をはじめとした人々は、実際にまだ『撰択集』を読まない状態で奏上に踏み切ったと言われている。『奏状』が法然の教義の一事について反論していないこと、また『奏状』中に、「上人は智者なり。自らは定めて謗法の心なきか。ただし門弟の中、その実知り難し、愚人に至つては、その悪少からず、

根本枝末、恐らくは皆同類なり」とあることも傍証となるであろう。浄土宗を名乗る、教義を極端に歪曲した末端の流派の取り締まりを望んでの奏上であり、そういったものが仏教界の定石となることを怖れたのである。無住も⑤において「ヲロカナル末学在家人ナトハ、只言ハカリヲ聞テ、余行ヲソシルナルヘシ」（俊海本）と述べており、また卷二第六条「弥勒行者事」において、「法然上人撰撰集ヲ作りテ、余仏ノ末代ニ益アルヘキ由ヲ尺シテモ、此ヲ引テ、念仏モ如ク此ト尺セリ」（米沢本）「日本ノ浄土門ノ祖師、法然上人モ此經文ヲ引テ、念仏ノ末代ニ益アルベキ事、真言教ノ如シト尺ス。撰撰集ニ見ヘタリ。先達ハカ様ニ隔ル所ナシ。末学ミダリニ偏執シテ余宗ヲ謗ル、由ナキ事也」（梵舜本）と述べており、辺地末学を批判するという趣旨は『奏状』と同様である。では具体的に、『奏状』をベースとしてどのように話を展開させるのかを考えてみたい。

二、『興福寺奏状』からの連想

まず『奏状』の構成は、次の九箇条からなる。

- 第一 新宗を立てる失
- 第二 新像を図する失
- 第三 釈尊を軽んずる失
- 第四 万善を妨ぐる失
- 第五 靈神に背く失
- 第六 浄土に暗き失
- 第七 念仏を誤る失
- 第八 釈衆を損ずる失
- 第九 国土を乱る失

このうち、第二の「新像を図する失」は、『沙石集』での受容が最も顕著であり、⑧の「摂取不捨の曼荼羅」にあたる。今両者を比較してみよう。

第二に新像を図する失。近来、諸所に一の画図を翫ぶ。世に摂取不捨の曼陀羅と号す。

弥陀如来の前に衆多の人あり。仏、光明を放ち、その数種の光、或いは枉げて横に照し、或いは来りて本に返る。是れ顯宗の学生、真言の行者を本とし、その外に諸經を持し、神呪を誦して、自余の善根を造すの人なり。その光の照すところ、ただ専修念仏の類なり。地獄の繪像を見るの者は、罪障を作すことを恐れ、この曼陀羅を見るの者は、諸善を修することを悔ゆ。教化の趣、多く以てこの類なり。上人云く、「念仏衆生摂取不捨は經文なり。我、全く過なし」と云々。この理然らず、偏に余善を修して、全く弥陀を念ぜざれば、実に摂取の光に漏るべし。既に西方を欣び、また弥陀を念ず、寧ぞ余行を以ての故に、大悲の光明を隔てんや。(『興福寺奏状』)

又中比都二念仏門流布シテ、悪人ノ往生スヘキヨシイヒタテ、戒ヲモ持、經ヲモヨム人ハ往生スマシキ様ヲ曼陀羅ニ図シテ、タフトケナル僧ノ、經ヨミテキタルニハ、光明サハスシテ、殺生スルモノニ摂取ノ光明サシタマヘルヤウヲカキテ、世間ニモテアソヒケルコロ、南都ヨリ公家ヘ奏状ヲ奉ル事アリケリ。其状ノ中ニ云ク、「彼ノ地獄繪ヲアルモノハ、悪ヲツクリシコトヲク申、此曼陀羅ヲ拝スルタクヒハ、善ヲ修セン事ヲカナシム」トカケリ。マコトニ悲シキカナ。(『沙石集』⑧ 俊海本)

傍線部の表現は、両者一致し、『沙石集』では「南都から公家への奏状」(波線部)、つまり『奏状』の中にこの表現があることを明記している。ただ当該部分のみが、『奏状』からの影響を受けたものではない。この直前にあたる⑦の例話「法花經読誦を罪とした念仏者」も『奏状』と関連があるのである。

又北国ニ、千部ノ經ヨミタル持經者アリケリ。或念仏者ススメテ、念仏門ニ入ツハ、「法花經ヨムモノハ、必地獄ニ入也。アサマシキ罪障ナリ。雑行ノモノトテ、ツタナキコトソ」トイヒケルヲ信シテ、サラハ一向ニ念仏ヲモ日サスシテ、年比經ヲヨミケシ事ノクヤシサ、口惜サ」トノミ立申ニ云ホトニ、口ノイトマモナク心ノヒマモナシ。カハル邪見ノ因縁ニヤ。ワロキ病ツキテ、モノクルハシクテ、「經ヨミタル、クヤシヤク」トノミクチスサミテ、ハテハ舌モ唇モミナクヒキリテ、緋ニナリテクルヒ死ニ死ニケリ。スハメタル僧イヒケルハ、「此人ハ法花經ヨミタル罪ハ懺悔シテ、ソノムク申ニ舌唇モクヒキリウシナヒヌ。罪キヘテ、決定往生シツラン」トソイヒケル。(『沙石集』⑦ 俊海本)

第四に万善を妨ぐる失。およそ劫沙の法門、機を待ちて聞き、甘露の良薬、縁に随つて授く。皆是れ釈迦大師、無量劫の中に難行苦行して得るところの正法なり。今一仏の名号を執して、都て出離の要路を塞ぐ。ただに自行のみにあらず、普く国土を誡め、ただに棄置するのみにあらず、あまつさへ軽賤に及ぶ。しかる間、浮言雲のごとく興り、邪執泉のごとく涌く。或いは法花經を読むの者は地獄に墮つと云ひ、或いは法花を受持して浄土の業因と云ふ者は、是れ大乘を謗る人なりと云々。本八軸・十軸を誦して千部万部に及ぶの人、この説を聞いて永く以て廃退す。あまつさへ前非を悔ゆ。捨つるところの本行、宿習美に深く、企つるところの念仏、薰修未だ積まず、中途にして天を仰ぎて歎息する者多し。この外、花嚴・般若の皈依、真言・止観の結縁、十の八九は皆以て棄置す。堂塔の建立、尊像の造図のごとき、これを軽んじて、これを咲ふこと、土のごとく、沙のごとし。福恵共に闕け、現当憑み少し。上人は智者なり。自らは定めて謗法の心なきか。ただし門弟の中、その実知り難し、愚人に至つては、その悪少からず、根本枝末、恐らくは皆同類なり。(後略) (『興福寺奏状』)

『沙石集』に見える話は、まさに『奏状』の傍線部を説話化したものと思われる。千部の經を読誦していた持經者が、心ない末学の念仏者の虚言によつて、悲惨な最期を遂げている。立ち居振る舞いに法花經を読誦してきたことを悔やみ、念仏の功も積まないうちに中途半端に死んでしまった。全く救いのない最期であるが、それを見届けた念仏者は「これこそ決定往生」と罪の意識はさらさらないのである。本話は「北国」での出来事となっている。これはやはり『奏状』第八に、「北陸・東海等の諸国に至つては、専修の僧尼盛んにこの旨を以てすと云々。勅宣ならざるよりは、争でか禁遏することを得ん。奏聞の趣、専らこれらに在るか」と、わざわざ「北陸と東海等」と特記していることにも関連があるうか。北陸での専修念仏については、法然の「遣北陸道書状」(漢語燈録卷一〇)というものが残されており、承元三(一一〇九)年六月十九日付で、北陸の一念義を誡めたものという。無住が⑦をたまたま「北国」の話として聞いたのか、それとも本話の舞台としてふさわしいという理由で「北国」の場を付与したのか、判別することは難しいが、ここでもやはり『奏状』の意趣は無住の『沙石集』執筆に影響を与えたと言えるであろう。

また、念仏と余行との関係について、無住は②「諸行往生は疑いないこと」において、次のように述べる。

凡ソ念仏宗ハ濁世相應ノ要門、凡夫頓証ノ直路也。誠ニ妙ナル宗ナルヲ、世間ノ学者、余行余善ヲキラヒ、余ノ仏菩薩神明マテモカロシメテ、大乘ノ法ヲモソシル事多クキコユ。大方ハ經文ニモ尺ノ中ニモ、イツカハ余行往生ヲキラヘル。先觀經ニハ、「誦誦大乘、孝養父母、五戒八戒、世間ノ五常マテ廻向シテ往生スヘキ」ト見ヘタリ。双觀經ノ四十八願ノ中ニハ、「第十八コソトリワキ念仏ニテ侍レ。第十九ハモロクノ功德ヲ修シテ廻向セハ、来迎スヘキ」ト願シ給ヘリ。「第二十八徳本ヲウヘタルモノ往生スヘキ」ト誓ヒタマヘリ。サレハ念仏ハ、トリワキ諸行ノナカニスクレテ、一願ニ立テリ。正也。本也。余行ハ惣ノ生因ノ願ニ立テ、傍也。末也。サレハトテ往生セストハイカ、申サシ。善導ノ尺ニモ、「万行俱廻皆得往」ト尺シテ、万行万善イツレモ廻向セハ、往生スヘキト見ヘタリ。雜行ノ下ノ尺ニ、「雖可廻向得生、衆名疎雜之行也」ト尺シ給ヘリ。ウトキトシタシキトハ差別アレトモ、往生セストハイハス。況ヤ法花ヲ誦シ、真言ヲ唱テ、往生ノ素懷ヲトケタル、經文ト云、伝記ト云ヒ、三国ノ先蹤コレ多シ。ヲサヘテ大乘ノ功能ヲウシナヒソシリテ、余教ノ利益ヲナイカシロニスル事、大ニ心得カタシ。サレハ只仰テ、本願ヲ信シ、ネンコロニ念仏ノ功ヲ入トモ、余行余宗ヲソシリ、余ノ仏菩薩神明ヲカロムル事有ヘカラス。此人ノ臨終ニ其トカ見ヘタリ。前車ノクツカヘルハ後車ノイマシメナルヲヤ。真実ニ往生ノ志アラン人、此事ヲワキマフヘキ也。(俊海本)

傍線部の、「念仏は本であり余行は末であつても、親疎の差こそあれ、いずれも往生する」という趣旨は、『奏状』の第六「浄土に暗き失」にある、

もし夫れ法花に即応安樂の文ありと雖も、般若に随願往生の説ありと雖も、彼はなほ惣相なり、少分なり。別相の念仏に如かず、決定の業因に及ばずとならば、惣は則ち別を撰して、上は必ず下を兼ね。仏法の理、その徳必ず然なり、何ぞ凡夫親疎の習を以て、誤つて仏界平等の道を失はんや。

という言葉に通底するものがある。そもそも本章段の冒頭話であつた、浄土宗の俗の話についても、テーマは「浄土宗における神祇不拝」と捉えることが出来、それは当時の顕著な社会現象であつたにせよ、やはり『奏状』でも第五「靈神に背く失」において、

念仏の輩、永く神明に別る、権化実類を論ぜず、宗廟大社を憚らず。もし神明を待めば、必ず魔界に墮つと云々。

と、厳しく非難されている。

無住は宗派の別なく、あらゆる善行を兼学兼修することを勧める姿勢を一貫して貫いている。自身が一つの教義を究めるということに向かなかつたからとも言えるが、その偏執なき態度が『沙石集』を貫く重大なテーマでもある。『奏状』は最後の第九「国土を乱る失」において、

願ふところは、ただ諸宗と念仏と、あたかも乳水のごとく、仏法と王法と、永く乾坤に均しからんことなり。

ああ仏門随分の鬱陶、古来多しと雖も、八宗同心の訴訟、前代未聞なり。

と語るように、八宗対念仏、しかもその念仏と共存を願う、という態度を明確にし、文意もそれに沿ったものとなっている。偏執を嫌う無住の意図とまさに適合するものであり、己の書に取り入れることに躊躇も難しさも感じなかつたであろう。まさに『奏状』は無住にとって、己の主張に援用できる、最適の資料と言えたのである。無住が『奏状』をどこで見聞したかは不明であるが、南都での修学も多年に及んでおり、『奏状』が出されてから一世紀以上も経過した当時においては、ほぼ常識とも言える資料であつたのかもしれない。いずれにせよ、無住の本話執筆時に、その文言や話の流れ、構成において、『奏状』は大きな役割を果たしたことは認めてよいことであろう。

三、加筆の問題

ここまで本話の成立と構成について述べた。『奏状』からの連想は諸本に共通して見られる大前提であるが、俊海本には他の諸本に比して異なる本文が見受けられる。その意味を考えると同時に、無住の本文改訂の方法を見ていきたい。

まず⑨「四句分別による判」である。当該部分を俊海本と米沢本で比較したい。

マコトニ悲シキカナ。凡ソ、「イサハカ聖教ノコトハリヲモシルヘキソカシ」ナト見ユルトモカラノ中ニモ、利養恭敬ヲオモヒテ、在家ノ男女ヲカタラヒツケンカタメヤラム。又性ト愚痴昧鈍ニシテ、我慢偏執ノハナハタシキヤラン。(俊海本)

四句ヲ以テ物ヲ判スル時、善人ノ悪性モアリ。上ヘハ善人ニテ名利心ニアリテ、底ニ実ト無キアリ。悪人ノ宿善アリテ、上ハ悪人ニテ底ニ善心モアリ、道念モアランハ、カ、ルヘキ事ニテ侍ルヲ、愚痴ノ道俗、偏執我慢ノ心ヲ以テ、(米沢本)

撰取不捨曼陀羅の記述の直後の部分であるが、俊海本にはない「四句分別」に則った言葉に、米沢本では改められている。他の伝本も米沢本と同様であるため、俊海本の記述が古態を示しているのもであろう。「四句分別」とは、存在に関する四種の分類法であり、単単俱非に分けられる。物の有りようを、第一句…単(Aである)、第二句…単(非Aである)、第三句…俱(Aであり、非Aである)、第四句…非(Aでもなく、非Aでもない)と分類する。無住はこの分類法を非常に好み、『聖財集』においては特に頻繁に使用している。この部分を説明すると、単(善人である)、単(悪人である)、俱(善人であり、悪人である)、非(善人でもなく、悪人でもない)ということになる。ただし俊海本に四句分別が全く確認できないわけではない。卷十上第六條「南都或悪僧発心事」に、

古徳ノ菩薩戒ヲタモツ人ノシナヲワクルニ四句ヲツクレリ。

一ニハ、内染外浄。外儀ハ戒行ヲマホルニ、テ、内心ケカレテカクレテ放逸ナルナリ。

二ニハ、内浄外染。是真實ノ道人ナリ。

三ニハ、内外俱浄。是教ノ本意、菩薩ノ本也。

四ニハ、内外俱染。是ハ一向放逸ノ人也。

という分類がある。各細かい説明を付しているがここでは省略した。つまり俊海本の本文の時点で、四句分別は未だ『沙石集』に存在しなかった、というのではなく、より重要な役割を担わされて、後々あらゆる論証の場面に加筆されていった、ということである。

さて先の引用部分に話を戻すと、その中で「うわべは悪人であるが、宿善がある人」(傍

線部) という分類がある。この「悪人の宿善」という問題も、俊海本の古態性を考える指標となると思われるので、次に述べたい。

まず卷十上「浄土房遁世事」の、観経における下品下生の往生に関する記述である。米沢本の該当箇所を示すと、

観経ノ下品下生ハ十悪五逆ノ罪人ナレトモ、臨終ニ善知識ニアヒテ、十念唱テ往生セリ。彼ヲヒキカケテタノムハ信アルニハタレトモ、愚ナル方モ有ヘシ。彼ハ先達ノ尺ニモ、「宿善ノ人也。一生ハ悪縁ニアヒテ罪人ナレトモ、最後二十念唱テ、念々ニ八十億劫ノ生死ノ罪ヲ尽シテ、其後又罪無シテ、来迎ニアツカルニ、心具足シ罪モナク、八十億劫ツミキヘヌレハ、カミアリテ生ル」。土砂ノ見ノ心モ受タリ。今ノ人モ宿善モアリ、心モ決定セハウマルヘシ。但ステニ教ヘアヒ、知識ニアヒナガラ、平生志ウスク、臨終ニ若シ苦患ニモセメラレ、正念乱ハ、三心モイカハトコソヲホユレ。下品下生ノ人ハ、始テアヒ勇猛ナレハ、罪障モ滅、日輪ノ迎ニモアツカル。今ノ人ハ乍、想ヒステニ志シウスシ。ナラシサキヨリ疎ナリ。臨終ニ始テ実アラン事、大ニ不定ナリ。マタクサル人ナカルヘシトニハアラス。

となる。当該部分の前後には俊海本に共通する言葉も確認できるが、この下品下生の往生の記述は、俊海本には全くない。ここでも無住は、悪人が往生するのは、宿善があるからであって、かえって初めて教えに会い、その後の修行の力が激しいので、教えに会いながらただらと志をもたない人よりも往生はたやすいと説くのである。先達の尺にある言葉というが、新編日本古典文学全集の頭注では、良源の『極楽浄土九品往生義』の、

但シ能ク臨終ニ善知識ニ遇ヒ、十念成就ハ並テ皆是宿善業。若善業強ケレバ、十念成就ス。若シ悪業多クハ、善知識ニ尚逢フベカラズ。何ゾ況ヤ十念成就。

という言葉に比定している。また、卷十上「或宰相依妄執不遂往生素懷事」においても、米沢本では次の部分が付加されている。

末代ニハオホクハ往生トノミ云アヘリ。悪人ノ中ニ往生スル人ノ事、是ハ人は是ヲ見テ、

「悪人モ往生ス。悪業恐ヘカラス」ト云。是ニヨリ末代ニハ魔往生アルヘシ申云ヘリ。
悪人ナレトモ心ヲアラタメテ、十念ヲモ唱ヘ、宿善開發シテ、誠ノ往生モアルヘシ。
宿善ナク正念ニモ住セス。マコトナキ物ノコトクシキ往生ハアヤシムヘシ。心ヲヒ
ルカヘシテ往生センハ、教門ノユルス所也。悪人ト云ヘカラス。善人モ妄念アリテ臨
終アシキコトアルヘシ。是又善ノヨシナキニアラス。妄念ノツヨキ也。此理ヲ信シテ
因果ヲ乱ルベカラズ。

この記述も俊海本には全くなく、悪人往生と宿善の関係を説いた上記二箇所が、共に俊海本に見えないことは偶然とは言えないだろう。波線部のように善人でも往生できないのは、心に妄念がある場合だとの主張は、先に述べた四句分別の一句にもあてはまり、以上のよ
うな改変が意図的に連動してなされたことは疑いない。俊海本の時点ではあまり問題とし
ていなかった悪人往生の問題が、後の改訂の際には大幅に加筆されたのである。ただしこ
れは無住の悪人往生に対する論証の知識が増加したことを意味しないだろう。恐らくは『沙
石集』のこういった例話を口に出すうちに、悪人が往生する、ということのより詳しい説
明を求められたのではないか。従来のように、『沙石集』を説経の種本的存在と捉えるの
であれば、場の要請を受けての改変であつたかもしれない。そのように考える所以として、
米沢本から刊本に至る改変の事例を次にあげて、傍証としたい。

俊海本から米沢本の時点でも内容に変化が見られるわけだが、米沢本自体はまだ十二帖
本系統の一本であり、諸本の中では古態を示すものである。その米沢本から、刊本に移行
していく段階で、さらに加筆された部分がある。それは先の巻一第十条「或浄土門行人輕
神明蒙其殃事」の②「諸行往生は疑いないこと」の途中においてである。いわゆる往生に
必要な「三心」の意義についてであり、次に刊本から引用したい。

諸行往生ユルサヌ流ノ一義ニ云、「三心ヲ念仏ト心得テ、三心具足シテ余行ヲ修シ、
往生スルハ、只念仏ノ往生也。三心ナキ余行ハ往生セスヲ、諸行往生セスト云リ」。
此事心得ラレス。三心ハ、安心也。何ノ行業ニモワタルヘシ。サレハ安心^{三心}・起行^{五念行}
・作業^{四修}ト見エタリ。称名モ三心ナクハ生スヘカラス。サラハ、称名ハ念仏トハイハ
レシヤ。惣ハ念仏ト云ハ、諸行ニワタルヘシ。但称名ハ、念仏ノ中ノ肝心也。慧心ノ
往生要集ノ正修念仏ノ下ニハ、諸行有之。坐禪ハ法身念仏、經呪ハ報身念仏ナルヘシ。
相好ヲ念シ、名号ヲ念スルハ、応身ノ念仏ナルヘシ。余行ノ往生ヲ念仏往生トイハン

モ、此意ニテハ苦ミアラシ。称名ノホカハ往生セストイフ義ハ、ヒカメルニヤ。(慶長古活字本)

三心とは安心(至誠心・深心・廻向発願心)のことで、往生するために念仏者が必ず起こさねばならない心のことである。起行は五念行(礼拝・讃歎・作願・観察・廻向)で、往生するために必要な五種の行、作業(四修)は安心・起行に対し、浄土に生まれる原因としての実践を全うするために四修(恭敬修・無余修・無間修・長時修)を行うことである。この中の三心を具足すれば、余行でも往生出来る、換言すれば、念仏行でも三心を伴わなければ往生できない、という主張である。俊海本や米沢本を始めとした十二帖本系統にはなく、十帖本系統でもこの記述は梵舜本にはない。また内閣第一類本では裏書となっており、後々加筆された部分であることは明らかである。しかしこの「三心」について、無住は既に⑤「専修念仏にも流派まちまちのこと」において、話題としているのである。

又余行ノ往生ユルサヌ流ノ中ニモ、義門マチクナリ。或人師ノ義ニハ、「余行ノ往生セヌト云ハ、三心ヲ具セサル時ノ事也。三心ヲ具ヌレハ、余行モ皆念仏トナリテ往生スヘシ。名号ヲ唱トモ三心ナクハ、往生スヘカラス」ト云ヘリ。此義ナラハ、余行ノ往生疑ナシ。本ヨリ三心ナクハ、念仏トテモ往生セヌ。余行ト念仏トマタクカハル事ナシ。先達ハカヤウニヘタテナク申テ、機ヲスノメ宗ヲヒロムル。其志トカナシ。ヲロカナル末学在家人ナトハ、只言ハカリヲ聞テ、余行ヲソシルナルヘシ。(俊海本)

先に挙げた加筆部分と趣旨は一貫している。加筆部分はここにより詳しい説明を付すために、三心・起行・作業の説明と源信の『往生要集』の理解を付与したにすぎない。先の四句分別についての加筆部分と共に考えれば、やはり新しい教義や資料に触れて加筆したというよりは、手持ちの資料はそのままで、より詳細な解説を、必要とされた部分に補った、という背景が想像できるのである。

また『奏状』との関わりを再び述べると、先の「三心」の加筆部分の挿入箇所は②「諸行往生は疑いないこと」の途中であった。その前後を示すと、

大方ハ経文ニモ尺ノ中ニモ、イツカハ余行往生ヲキラヘル。先觀經ニハ、「読誦大乘、孝養父母、五戒八戒、世間ノ五常マテ廻向シテ往生スヘキ」ト見ヘタリ。双觀經ノ四

十八願ノ中ニハ、「第十八コソトリワキ念仏ニテ侍レ。第十九ハモロクノ功德ヲ修シテ廻向セハ、来迎スヘキ」ト願シ給ヘリ。「第二十ハ徳本ヲウヘタルモノ往生スヘキ」ト誓ヒタマヘリ。サレハ念仏ハ、トリワキ諸行ノナカニスクレテ、一願ニ立テリ。正也。本也。余行ハ惣ノ生因ノ願ニ立テ、傍也。末也。サレハトテ往生セストハイカ、申サン。**善導ノ尺**ニモ、「万行俱廻皆得往」ト尺シテ、万行万善イツレモ廻向セハ、往生スヘキト見ヘタリ。雑行ノ下ノ尺（『**觀經疏**』）ニ、「雖可廻向得生、衆名疎雜之行也」ト尺シ給ヘリ。ウトキトシタシキトハ差別アレトモ、往生セストハイハス。

加筆箇所 況ヤ法花ヲ誦シ、真言ヲ唱テ、往生ノ素懷ヲトケタル、經文ト云、伝記ト云ヒ、三国ノ先蹤コレ多シ。ヲサヘテ大乘ノ功能ヲウシナヒソシリテ、余教ノ利益ヲナイガシロニスル事、大ニ心得カタシ。（俊海本）

のようになるが、この流れは再び『奏状』を意識させるのである。『奏状』第七「念仏を誤る失」である。

（前略）ここに専修、此のごときの難を蒙らんの時、万事を顧みず、ただ一言に答へん、「是れ弥陀の本願に四十八あり、念仏往生は第十八の願なり」と。何ぞ爾許の大願を隠して、ただ一種を以て本願と号せんや。かの一願に付きて、「乃至十念」とは、その最下を挙ぐるなり。觀念を以て本として、下口称に及び、多念を以て先として、十念を捨てず。是れ大悲の至つて深く、仏力の尤も大なるなり。その導き易く生じ易きは、觀念なり、多念なり。これによつて觀經に云く、「もし人苦に迫められて、念仏を得ざれば、まさに無量寿仏と称すべし」と云々。既に称名の外に念仏の言あり、知りぬ、その念仏は、是れ心念なり、觀念なり。かの勝劣兩種の中に、如来の本願、寧ぞ勝を置きて劣を取らんや。いかに況んや、善導和尚発心の初め、浄土の図を見て嘆じて云く、「ただこの觀門、定めて生死を超えん」と。遂にこの道に入つて、三昧を発得す。定めて知りぬ、かの師の自行、十六想觀なり。念仏の名、觀と口とを兼ね。もし然らずは、觀經の疏を作り、また觀念法門を作る。本經と云ひ、別草と云ひ、題目に何ぞ觀の字を表せんや。しかるに、觀經付属の文、善導一期の行、ただ仏名に在らば、下機を誘ふるの方便なり。かの師の解釈の詞に表裏あり、慈悲智慧、善巧一にあらず、杭を守る儻、過を祖師に關くるか。たとひまた口称に付くと雖も、三心能

く具し、四修闕くることなき、真実の念仏を名づけて専修とす。

二重傍線部が『沙石集』の加筆部分の趣旨に相当するとして、その前の話の流れも注意したい。阿弥陀の四十八願の中の第十八願を取り上げ（点線部）、善導の釈（『観経疏』）を引用し、そして三心の重要性を確認する、という手順である。『奏状』と『沙石集』の語りの順序には通ずるところがある。しかしこれを旧仏教派から念仏宗を批判する際の常套的な話の持つて行きようである、と言われれば、反論するための材料はない。ただ『沙石集』の他の部分で明らかな『奏状』からの影響が確認できた以上は、当該部分だけをわざわざ除いて考えることもあるまい。注意を要するのは、念仏と余行との関係を語る段において、『奏状』は観念（＝余行）が本であり、称名念仏はその一部にすぎない、としていることである。善導が「観」の字を自著に冠したように、念仏は観念であり、称名のみを指す言葉ではない、つまり、念仏は観念に包括される、という立場である。これに対して、無住は念仏を本とすることには殊更反駁しておらず、余行は傍行であるけれども、それでも往生することには間違いはない、というやや消極的な結論に至っている。『奏状』は資料の性質上、偏執的な念仏の普及の停止を求めたものであるから、ともすれば余行との関わりでは、称名念仏を下位に置くこともやむを得ない。しかし無住の場合は、諸行が三心さえ伴えば、等しく往生の素因となることを主張すればよいわけで、念仏の意義はそのまま認め、余行もそれに準ずる、という主張で事が足りたのである。加筆部分の直後に、真言や法花が往生するために益あることを続けて述べていることは、諸宗を源を一として、偏執無く扱う、という無住の基本姿勢に基づくものである。立場の違いからくる主張の差異は自ずと想像でき、『沙石集』執筆にあたり、『奏状』を効率よく利用した、という無住の叙述方法を認めるにあたっては、両者の念仏に対する批判の強弱は問題にならないと考える。『奏状』に本話の発想を得たとしても、その論調までそのまま踏襲する必要はない、ということである。無住は自分の教義に同調する先行資料に依拠しつつ、それを自分なりにかみ砕いて自らの言葉とすることに巧みである。それは後に述べる『宗鏡録』の利用方法にも通底することだが、それが一派の仏教者としてではなく、説話集作者として今日名を留めている無住の本懐とも言えるのである。

以上のように、刊本系統に至る加筆部分においても、『奏状』からの連想は引き続き効力を発揮している。本話においての本文改変は、無住が新たな資料や特別な知識を得たうえで行った結果ではない、という見方は、大方間違いではないと思われる。

第二節 不可解な改変

一、信西関連説話

改訂の意図は容易に解けないが、俊海本にはなく、米沢本の時点では加筆された話がいくつか確認できるので、指摘しておきたい。まずは卷十上第五条「丹後国或俗士隠居事」である。本条の構成を、新編日本古典文学全集の小見出しをもとに示すと次のようになる。

- ① 丹後国の小名
- ② 知足・不知足
- ③ 苦と楽
- ④ 許由・巢夫
- ⑤ 花山院の出家
- ⑥ 加筆少納言入道信西の十三年忌

俊海本、米沢本両者において、表現の違いはあっても、話の流れに差異はない。しかし俊海本においては⑥の「少納言入道信西の十三年忌」は全く見受けられない。長文に及ぶが次に引用する。

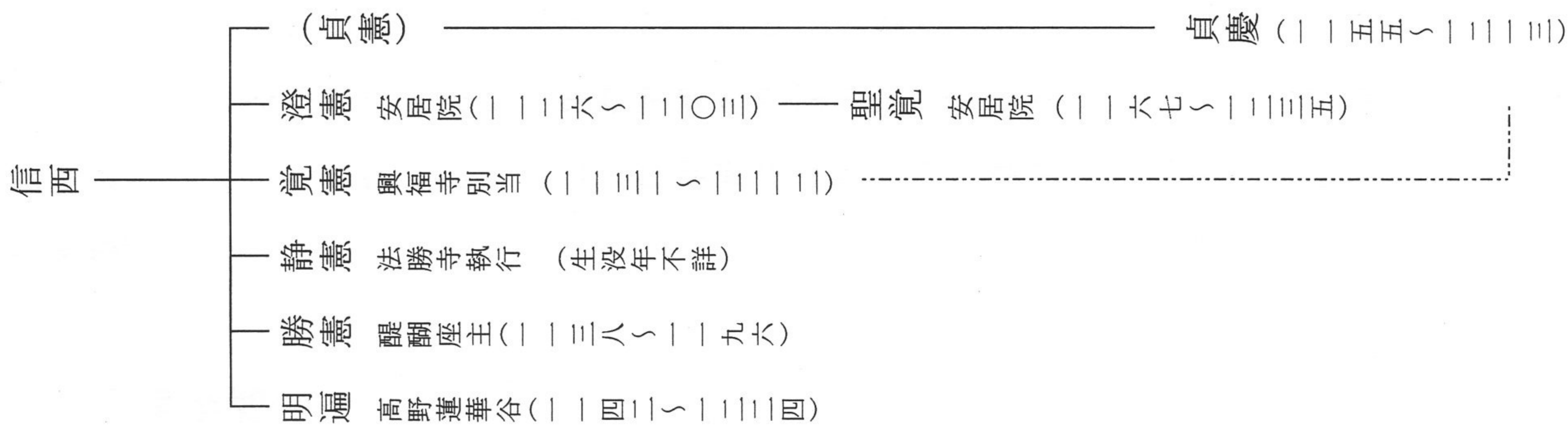
故少納言入道信西カ十三年ニ、其子孫名僧上綱ヨリアフテ、一族八講ト云テ、ユ、シキ仏事アリケリ。開白ハ聖覚法印、結願ハ明遍僧都ト定テ、覚憲・澄憲・静憲等、使者ヲ以テ高野へ此由申サル。「遁世ノ身ニテ侍ハエ不_レ参」。明遍僧都ノ返事セラレケルヲ、兄ノ上綱タチ、大ニ心へ又事ニ思テ、「サレハ遁世ノ身ニハ親ノ孝養セ又事カ。サハカリノ智者学生ト云御房ノ御返事トモ返々ヲホへ又ナリ」ト押返シ使者ヲ以テ申サル。又返事ニ申サレケルハ、「此仰畏テ承候ヌ。遁世ノ身ニテ候へハ、親ノ孝養ヲセシト申ニハ侍ラス。各ノ中へ参スル事ヲハ、カリ申計ナリ。其故ハ、遁世ト申事何様ニ御心得候ヤラン。身ニ存候ハ、遁世ト申ハ世ヲモステ、世ニモステラレテ、人員ナラヌコソ其姿ニテハ候へ。世ニステラレテ、世ヲステヌハ、只非人ナリ。世ヲスツ

トモ世ニステラレスハ、ノカレタルニアラス。然ニ各ハ、南北二京ノ高僧各人ニテ御坐ス。中ニ参テ、一座ノ講師ヲモ勤候ナハ、公家ヨリモ召レン時ハ、如何申候ヘキ。カ、ル山ノ中ニ籠居ノ本意、タカヒ候ナンス。但孝養ヲセント申ニ候ハネハ、代官ヲマイラスヘシ」トテ、恵知房ヲ以勤メラレケリ。兄ノ上綱達、此返事ヲ聞テ、「小禅師ニテアリシ時モ、人ヲツメシカ、当時モ人ヲツムルヤ」トソ申サレケル。故少納言入道ノ、兄達ノ事教訓ノ時ハ、僧都ハ禅師ノ時ツカヒトシテ、セメラレシ事ヲ思出テ申ケルナルヘシ。(米沢本)

本話は俊海本以外のすべての本にある。信西の十三回忌に息子達が一門八講を催した。刊本等では「醍醐にて」と場所も特定している。信西の子息には高僧が輩出し、長享本に、

開白ハ聖覚法印、結願ハ明遍僧都ト定テ、覚憲僧正ハ興福寺ノ別当、勝憲僧正ハ醍醐座主、澄憲法印ハ天台、静憲法印ハ三論、

とある如くである。流布本系統では「勝憲僧正（刊本は証憲僧正）」が加わっている。ここにあがった人物を整理すると次のようになる、



信西が死去したのは平治の乱での敗死であり、平治元（一一五九）年である。その十三回忌となると承安元（一一七一）年であるから、澄憲四十五歳、覚憲四十歳、勝憲三十三歳、明遍二十九歳、貞慶十六歳、聖覚四歳ということになる。四歳の聖覚が開白を勤めることは不可能であるから、本話は虚構の域を出るものではない。しかし、並み居る高僧である兄弟達とのやりとりにおいて、真の遁世者のモデルとしての明遍が効果的に際だつたのであり、その舞台として、父の十三回忌というのは格好の素材であつたらう。また長享本にの

み、末尾に次の一文が付加されている。

サテ結願ハ解脱房ノ上人、無下ニ若クワラシケルガ、目出クセラレタリケルヲ、澄憲
法印、背ヲタ、イテ、「イツワ子ハコレ程ニ成ルゾ」トテ、大ニ感セラレケルト云リ。

明遍が固辞した結願は、解脱房貞慶が務めることとなった。亡兄の遺子である貞慶が若いながらも立派に勤めあげたことに、澄憲がその背中をさすりながら感じ入ったとある。貞慶は『沙石集』において、信西一門の中で最も登場回数が多い。無住にとっては明遍と共に、尊敬の眼差しを向ける先達であった。その貞慶は、父は亡くとも、叔父にあたる覚憲を師と仰いでおり、一門の結束はなかなか強固なものだったと言えるであろう。いずれにせよ、本話が米沢本以降加筆されたことにどのような意味があるのか、ここで即答することは難しいが、本話の加筆の主眼は明遍の遁世者としての生き方を称揚することにあると言えるだろう。信西自体に興味を持ち加筆に及んだとは言えないが、信西関連話としては、今ひとつ、俊海本以降でも問題がある。それは内閣第一類本の項で詳しく述べるが、禅鞆という坐禅に必要な小物についての、信西の博学ぶりを示した一話である。俊海本、米沢本にはなく、内閣第一類本では裏書に、以降の流布本系統では本文に入っている。それも信西に対する興味からではなく、「禅鞆」という道具の連想から加えられた話と思われるので、信西に関する逸話が一括りとなって後に加筆された、ということにはならないだろう。しかし突き詰めていけば、信西関連の逸話が後々加筆されたことには、何かしらの意味があるのかもしれないが、ここでは加筆されたという事実の指摘のみに留めておくこととする。

二、裁判説話

俊海本の特色として、最後に巻七より例示しておきたい。第五条「亡父夢告子息返借物事」である。

本話は武蔵国で、貧富の差はあるが親しく付き合いがあつた隣人の話である。父の死後、その息子同士も同様に隣人づきあいをしていたが、貧しい子の夢に亡父が現れ、「隣家から借りたものを返さぬまま死んでしまったので、返すようにと責めを受けている。彼の子

息に返してくれ」と言った。そこで息子が裕福な隣家の息子にその旨を告げると、「父があの世で責め申している上、重ねて自分が受け取るわけにはまいりません」と受け取らなかった。さんざんやり取りを繰り返した挙げ句、次のようになる。

オホヤケニイテハ、コトハルニモオヨハス。「イカサマニセン」ト思ワツラヘルホトニ、近隣ノ人ヨリアヒテ、「カクシコノ事ハイトメツラカナリヤ。タノカノ物ヲモチテ、フタリノ菩提ヲトフラヒタマヘ」ト云ケレハ、「サラハ、シカ侍リナン」トテ、モロトモニ仏事イトナミケル。マコトニ至孝ノ心サシモ、世間ノ事ハリモ、深クワキマヘタルモノナリカジ。(俊海本)

鎌倉ニ上リテ対決シケリ。奉行人ヨリ始テ、上ニモ下ニモ聞及類ヒ、「カノル珍シク哀ナル沙汰未タ聞カス。至孝ノ志、世間ノ断リモ深クワキマヘ存スルニコソ」トホメノ、シリケリ。心有人ハ涙ヲ流シテ感シケル。サテ、「件ノ物ヲ以テ、兩人ノ亡父ノ菩提ヲ可レ弔」ト下知セラレケレハ、国ニ下テ、二人亡父ノ為ニ仏事営ミケリ。マコトニ難有カリケル賢人也。(米沢本)

俊海本では「公の場に出て、事情を話して裁断を仰ぐには及ばない」(傍線部)としているのに対し、米沢本では「鎌倉に上って対決」(傍線部)、つまり、公の場に出て互いの道理をはかった、ということになる。とつた行動は全く正反対になっているうえ、波線部の言葉が、俊海本ではあたかも無住の評言ととれるが、米沢本では、鎌倉の人々が感嘆して言った言葉になっている。なぜこうも正反対の決着の付け方としたのか、その理由ははっきりしない。鎌倉での評定に対する、何かしらの意識の変化があり、本話の結論の出し方としては、評定の方がふさわしいと思つたのかもしれない。些細なことでも、傍証となるかはわからないが、巻七第十四条「為師範有禮事」から、一箇所とりあげたい。実朝の師である荘厳房(退耕行勇)は、その慈悲心から、政治に口出しすることが度々あつた。その中に、次のような一文がある。

法印、慈悲ヲカキ人ニテ、身ニウレヘアル人ノサケキ申コトアレハ、「御ハカラヒ候ヘ」ト申サレケレハ、(俊海本)

法印、慈悲ノ深キ人ニテ、訴訟人ノ嘆キ申事アレハ、「御計候へ」ト被申ケリ。(米沢本)

俊海本では「身に憂いある人」であつたのが、米沢本では「訴訟人」となっている。「訴訟」という言葉の『沙石集』における使用状況は、刊本を範として述べると、「訴訟」四例、「訴訟人」二例となる。

- ① 社僧・神官等イキトホリ申、鎌倉ニテ訴訟シケレトモ、(巻一第十条「浄土門人 軽神明蒙罰事」)
- ② 兄、関東ニテ訴訟ス。弟、召レテ対決ス。(巻三第二条「美言有感事」)
- ③ 此訴訟人ノ意、古人ノヲシヘニカナヘリ。(巻三第二条「美言有感事」)
- ④ 一門集テユキテケリ。アルシ対面シテ、酒スノメナントシケリ。「訴訟申へキ事候へ、一門列参仕レリ」トイフ。(巻六下第四条「芳心有人事」)
- ⑤ 訴訟人ノ歎キ申事アレハ、(巻六下第十一条「師礼有事」)
- ⑥ 人間ニハ、人ノ訴訟スルニ付テ、人ヲ殺セルノミコソ、其沙汰有レ。ソレスラ訴人ナケレハ沙汰ナシ。(巻七下第七条「人殺害酬事」)

「訴訟」には大別して二つの意味がある。すなわち、A公の場に訴え出て裁決を願うこと。B要求・不平・願いなどを人に伝えること。嘆願。(日本国語大辞典)である。『沙石集』の①～⑥を考えると、①②③をAに、④をBに分類することに問題はない。⑥も最終的には「沙汰」を必要とする文脈であるから、Aに含んでよいのであろう。当該箇所⑤は、狭い意味ではBの嘆願ととれるし、広い意味ではAともとれるが、日本国語大辞典では「訴訟人」の項を、「訴えを起こす人。裁判での原告。訴え出て裁判を請求した当事者。訴人。訴訟方」と解説したうえで、『沙石集』の本箇所を例としてあげており、明らかにAの意にとつているようである。これを即、無住の裁判に対する関心が深まったことに繋げて考えることはできないが、俊海本では、先の①の部分も、「鎌倉ニテウタへ申ケレトモ」としており、「訴訟」という言葉は一度も使用していない。しかし先の巻七の話の結論部分の記載と、莊嚴房の言葉の表現が連動して、「隣人の忠言」「身に憂いある人」と「裁判の決着」「訴訟人」という二パターンに大別できるとは限らないので、本文レベルで無住の意識を探ることには限界を感じるが、『沙石集』巻三は、北条泰時の賢人ぶりにあわせ

た裁判説話に大半を割いており、裁判に対する興味が薄くはなかった、ということは明言できる。俊海本の巻三が現存していれば、より明確な結論を得ることもできるのだが、現時点ではそれは不可能である。

おわりに

俊海本の本文は、従来の考え方通り、最も古態を残していることが再確認できたと思う。米沢本から刊本にいたる諸本との比較からは、無住の『沙石集』改変方法の一端が垣間見えた。すなわち、新しい資料や知識の導入によって『沙石集』本文に手を加えたのではなく、ほとんど俊海本と米沢本の本文作成時期においては、無住の側に変化はないのではないか、ということである。おそらくは他人とのやり取りの末（それは説経の場であったかもしれないが）に、説明不足を補う程度の改変であったのではないかということである。『沙石集』の加筆改訂は何度かの段階を経ているが、俊海本と米沢本の間には、現在のところ、指摘した以外の大きな差異は見受けられない。ただどちらも早い段階の本文であることは確かと思われるので、他本との比較に於いては、無住の当初の執筆意図を確認する材料として、使用することができる。将来的に、俊海本の他の巻の発見があることを強く願うのみである。

*1 テキストは日本思想大系『鎌倉旧仏教』（岩波書店 昭和四十六年）所収の田中久夫校注「興福寺奏状」による。